

## 年金記録に係る確認申立書

資料2-2

平成 年 月 日

総務大臣 殿

国（厚生労働省）が管理する私の年金記録のうち、以下に掲げる申立期間については、当該記録を訂正してもらいたいため、年金記録確認第三者委員会の審議を経て、その結論に基づく記録の訂正についての総務大臣によるあつせんを求めます。

基礎年金番号		—	
氏名		(フリガナ)  (旧姓 )	
生年月日		明・大・昭・平 年 月 日	
現住所		□□□□ - □□□□	
電話番号		電話番号①： - - (自宅・携帯・職場・その他< >) 電話番号②： - - (自宅・携帯・職場・その他< >) ※ 平日の日中に連絡が可能な電話番号を必ず記載してください。	
申立期間①	国年	申立期間	昭 年 月 日 ~ 昭 年 月 日 平 年 月 日 ~ 平 年 月 日
	厚年 船保	当時の住所又は勤務した事業所の名称及び所在地	
申立期間②	国年	申立期間	昭 年 月 日 ~ 昭 年 月 日 平 年 月 日 ~ 平 年 月 日
	厚年 船保	当時の住所又は勤務した事業所の名称及び所在地	
申立期間③	国年	申立期間	昭 年 月 日 ~ 昭 年 月 日 平 年 月 日 ~ 平 年 月 日
	厚年 船保	当時の住所又は勤務した事業所の名称及び所在地	
申立ての区分		新規申立て ・ 再申立て (区分に○) ※ 過去に第三者委員会において年金記録の訂正が不要と判断された期間についての改めての申立て(再申立て)には、前回申立て以降に見つかった新たな資料・情報が必要ですので、以下の添付資料欄及び「申立の概要」(様式第4号の4)に、 <b>新たな資料・情報の内容を必ず記載してください。</b>	
社会保険労務士への相談の有無		有 ・ 無 (区分に○) (社会保険労務士名 : )	
添付資料 (保険料納付に関する状況が記載された資料)		1. 2. 3.	

注1：「厚生年金保険の期間照会について(回答)」及び「国民年金保険料納付記録の照会について(回答)」の写しを添付願います。

注2：申立期間に係る保険料納付等に関する状況が記載された資料があれば、幅広く添付願います。

注3：社会保険審査官に対する審査請求、社会保険審査会に対する再審査請求、取消訴訟の状況等に関する資料があれば、幅広く添付願います。

注4：再申立ての場合は、注1から注3までの資料で新規申立時に添付した資料については添付する必要はありません。

## 同意欄

私の年金記録について平成27年3月31日において、総務大臣から厚生労働大臣に対し年金記録に関するあつせん又は年金記録の訂正は必要ない旨の通知が行われていないときは、年金記録の訂正については厚生労働大臣への訂正請求(事前申込)によるものとし、総務大臣への年金記録の確認申立てを取り下げることに同意します。

氏名

# 年金記録訂正請求書 兼 年金記録に係る確認調査申立書

## < 事前申込書 >

厚生労働大臣 殿

国（厚生労働省）が管理する私の年金記録のうち、下記の請求期間については記録を訂正してもらいたいため、平成27年3月1日付けで法律の規定<sup>(※)</sup>に基づく年金記録の訂正を請求することについて、事前に申し込みます。

また、別添「年金記録に係る確認申立書」による総務大臣への申立て、又は日本年金機構における訂正処理に関して、下記「同意事項」について同意します。

記

- 訂正を求める請求期間、当時の住所又は勤務した事業所の名称及び所在地等別添「年金記録に係る確認申立書」（総務大臣宛）の記載のとおり。

			平成	年	月	日
請求者の基礎年金番号						
請求者氏名						
請求者生年月日	明治 大正 昭和 平成	年	月	日	性別	男 女
請求者住所	〒					
連絡先（電話番号）	( )			自宅 携帯 職場	その他 ( )	

### < 同意事項 >

- 総務大臣が、私の申立に依りて、年金記録の訂正に関するあつせん（年金記録の訂正は必要ない旨の意見を含む。）を行った場合は、この訂正請求（事前申込を含む。）は取り下げること。
- 総務大臣が、私が提供した資料又は日本年金機構若しくは総務省年金記録確認第三者委員会が収集した私に関する資料を、厚生労働大臣に提供すること。
- すべての請求期間について、私の請求のとおり日本年金機構で年金記録の訂正を行うことができる場合は、この訂正請求（事前申込を含む。）を取り下げること。
- 一部の請求期間について、私の請求のとおり日本年金機構で年金記録の訂正を行うことができる場合は、その請求期間については訂正請求を行わないこと。

(受付欄)

※ 政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号。以下「事業改善法」という。)第1条の規定による改正後の国民年金法第14条の2及び事業改善法第3条の規定による改正後の厚生年金保険法第28条の2